

表装職種(壁装作業)

<p>作業の定義</p>	<p>壁紙(注)を建築物の天井、壁、床、造作、その他の部分に仕上げとして張り付ける作業をいう。 *注 壁紙とは(JIS A6921) 「主に建築物の天井、壁などに仕上げとして張り付ける」もので、紙製、繊維製、プラスチック製及び金属はく製などのもので可とう(撓)性があって接着剤により張り付けるものをいい、あらかじめ接着剤・粘着材を塗布したものを含む。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)壁装作業 壁装の施工作業 ①各種図面の読図作業 ②下地調整作業 ③直張り仕上げ工法による作業</p>	<p>第2号技能実習 (1)壁装作業 壁装の施工作業 ①各種図面の読図作業 ②採寸、割出し、割付け及び裁断作業 ③材料の選定作業 ④下地調整作業 ⑤直張り仕上げ工法による作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)壁装作業 壁装の施工作業 ①各種図面の読図作業 ②採寸、割出し、割付け及び裁断作業 ③材料の選定作業 ④下地調整作業 ⑤直張り仕上げ工法による作業 ⑥袋張り仕上げ(うけ張り仕上げ)工法による作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③壁装作業に必要な整理整頓清掃作業 ④壁装作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)壁紙の種類(以下の1から6のうち一つ以上必ず使用すること。) 1.紙壁紙 2.ビニル壁紙 3.織物壁紙 4.無機質吹き付け壁紙 5.金属箔壁紙 6.竹材 7.塗料 ②副資材(必要に応じて使用すること。) 1)接着剤 1.ペースト状(でんぶん系)接着剤 2.粉末状(でんぶん系)接着剤 3.エマルジョン型(酢酸ビニル系重合樹脂)接着剤 4.エマルジョン型(アクリル系重合樹脂)接着剤 5.その他合成樹脂系接着剤 6.酢ビ系接着剤 2)下地調整剤 1.錆止め材 2.コーキング剤</p> <p>3.シーラー 3.1エマルジョン型(酢酸ビニル系重合樹脂)シーラー 3.2エマルジョン型(アクリル系重合樹脂)シーラー 4.プライマー 5.パテ 5.1ペースト状(炭酸カルシウム・樹脂配合系)パテ 5.2粉末状(炭酸カルシウム・樹脂配合系、石膏・樹脂配合系)パテ 6.目地テープ 7.防かび剤 3)養生材等 1.マスキングテープ 2.養生シート 3.養生紙 4.養生用プラスチックテープ(カットテープ) 5.ごみ袋(ビニル袋) 6.電気掃除機 7.ほうき 8.ちり取り</p>		
<p>使用する機械・器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①からの機械、設備、器具を必要に応じて使用すること。 ①割付け、採寸用器具等 1.定規 2.巻尺(コンベックス) 3.下振り 4.墨付き(千枚通し) 5.墨つぼ(チョークライン) 6.水系 ②接着剤塗付用機械、器具等 1.糊攪拌機 2.自動糊付機 3.手動糊付機 4.竹べら 5.糊盆 6.刷毛類(糊、糨、瑞、しゆる等) 7.ローラー(ジョイント、糊付け) ③切断(裁断)用機械、器具等 1.裁断機 2.カッター 3.小刀 4.裁ち包丁 5.はさみ 6.裁ち定規 7.各種へら(竹べら、地べら、厚べら等) ④仕上げ用器具等 ①から③及び⑦の器具等のうち必要なものを使用すること。 ⑤加工用加熱器具等 1.電気アイロン 2.エアドライア 3.霧吹き 4.ジェットヒータ ⑥下地調整用乾燥測定器、機械及び器具等 1.木材用水分計 2.コンクリート用水分計 3.自動パテ練機 4.手動パテ塗布機 5.サンダ(集塵機付) 6.金槌 7.釘しめ(へしこみ) 8.ドライバ 9.ペンチ 10.刷毛(防錆剤塗布用、シーラー塗布用、防かび剤塗布用等) 11.ローラー 12.パテ板 13.各種サンドペーパー 14.スクレーパ ⑦設備及び補助器具等 1.筆記用具 2.道具入れ 3.作業用腰袋 4.バケツ 5.水桶 6.雑巾 7.スポンジ 8.作業台 9.作業板 10.踏み台 11.脚立 12.足場板 13.各種保護具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること)</p>	<p>壁装作業の結果そのものが製品である。 各種材料(紙、布、合成樹脂、木材、接着剤、下地調整剤等)を使用し、建築物各部(天井、壁、床、造作等)に張り付けた作業結果そのものが製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.現場作業がない場合 2.表具作業のみの場合 3.塗装作業のみの場合 4.壁装作業を含まない内装仕上げ作業 5.左官作業のみの場合 6.家具類内張作業のみの場合</p>		